企業主導型保育事業　キョクヨーハピネス保育園　利用契約書

保育の利用を希望する 保護者の方のお名前 ハピネス　太郎 （以下「甲」という。）と、企業主導型保育事業キョクヨーハピネス保育園（以下「乙」という。）との間で次のとおり契約を締結する。

（目　的）

第１条　甲は、甲の保護する お子様のお名前 ハピネス　花子 （ お子様の生年月日 ○　年○　月　○日生）（以下「甲の乳幼児」という。）の保育を乙に依頼し、乙は、甲の乳幼児を誠実かつ安全に保育するものとする。

（契約期間）

第２条　契約期間は、令和 ○　年○　月　○日から卒園までとする。

（契約時間）甲は、予め取り決めした保育利用時間において延長保育を利用する場合１週間前までに利用を乙に申し出なければならない。当日などの急な申込みは、甲の乳幼児の安全を第一に考え保育士の配置が難しい場合など、乙は申込みを断ることができる。

（重要事項の説明と同意）

第３条　甲は、乙が説明した重要事項説明書の内容について同意するものとする。

２　甲及び乙は、重要事項説明書の規定を遵守することとする。

（契約の解除）

第４条　甲は、この契約を解除しようとする日の１ヶ月前までに乙に対して通知することにより、契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方がこの契約を履行しないときは、契約を解除することができる。

３　入園後に発達障害やアレルギーがあり、専門機関での支援が必要となった場合。

確約事項

①自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

②利用契約をされる者が反社会的勢力でないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

④利用契約期間中に、自らまたは第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。

ア　相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ　偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害しまたは名誉を棄損する行為

次のいずれかに該当した場合には、何らかの催告を要せずして本契約を解除することが出来ることとする。

ア　前項①または②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ　前項③の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合

ウ　前項④の確約に反した行為をした場合

（保育料）月の途中退園の場合、保育料の返金は行わない。

（疑義の決定）

第５条　この契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定することとする。

この契約の締結を証するため本書を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、原本を甲に返却、乙は写しを保管する。

（保育料の同意）

第６条　保育料について令和４年度の改定に伴い、説明をうけ了承する。ただし、継続児においては、従来の保育料を適用することとする。

令和　○年　○月　○日

甲　住　所　〒○○－○○ 塩竈市～

甲　氏　名　ハピネス　太郎　㊞

上記の保護者の方のお名前と同じ方の署名をお願いいたします

乙　住　所　〒985-0001　宮城県塩釜市新浜町３丁目 20-1

乙　氏　名　キョクヨーハピネス保育園　園長　富澤　祥江　㊞

＊シャチハタの印鑑はお控えください。